

「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」平成24年度  
権限移譲の検証報告書(案)

平成24年 月

地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議

# 目 次

はじめに	1
第1章 これまでの権限移譲の状況	
1. 「権限移譲実施計画」(平成12年9月策定)について	2
2. 「さらなる権限移譲基本計画」(平成18年2月策定)について	2
3. 全体の移譲の状況について	
(1) 移譲事務数	3
(2) 第2次一括法	4
第2章 権限移譲の検証について	
1. 検証の目的	5
2. 検証の方法	
(1) 検証の視点	5
(2) 検証の進め方	5
第3章 調査の結果	
1. 住民を対象とする調査(窓口調査)	7
2. 市町を対象とする調査(総合調査、個別調査)	
(1) 移譲の効果について	8
(2) 移譲の視点について	10
(3) 強化すべき機能・役割について	11
(4) 移譲を進める分野などについて	11
(5) 県の支援について	13
(6) 財源措置について	15
(7) その他意見について	15
第4章 まとめ	
1. 移譲の成果	16
2. 移譲の課題	16
おわりに	18
(別紙)	19
参考資料	1~56

## はじめに

平成 12 年（2000 年）4 月に施行された、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）」、いわゆる地方分権一括法によって、国と地方との役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止等により、国と都道府県と市町村は対等の関係となった。

また、地方分権一括法において、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲するための法改正が行われ、併せて地方自治法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地域の実情に応じて、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例により市町村が処理することができることとする事務処理の特例制度が創設された。

本県においては、平成 16 年に「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」を設置し、市町と県の役割分担について検討し、次のように整理した。すなわち、市町は、住民に最も身近な自治体として住民の日常生活に直結する仕事や地域における事務で県が処理するとされるものを除いたものを総合的に処理することとし、県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域にわたるもの、市町の連絡調整に関するもの、規模または性質において一般の市町が処理することが適当でないものを担い、必要に応じて市町を補完することとした。

こうした役割分担の考え方のもと、当時の権限移譲に関する実施計画がほぼ終了することや市町村合併の進展などの状況を踏まえ、同検討協議会に権限移譲検討部会を設置し、平成 18 年 2 月、「さらなる権限移譲基本計画」を策定し、移譲を進めてきた。

また、国においては、平成 22 年 6 月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、さらに同大綱を踏まえた「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」、いわゆる第 2 次一括法が成立し、平成 24 年 4 月から法による基礎自治体への権限移譲も進められてきたところである。

そうした中で、地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議（以下「市町・県推進会議」という。）では、これからの権限移譲を考えるに際し、まずは、これまで取り組まれてきた権限移譲に対する検証を行ったところである。

## 第1章 これまでの権限移譲の状況

本県では、県から市町への権限移譲について、下記のとおり進めてきたところである。

### 1. 「権限移譲実施計画」(平成12年9月策定)について

滋賀県では、県から市町への権限移譲について平成12年施行の地方分権一括法における県から市町への権限移譲の法改正を受け、「滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」および「滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(以下、「特例条例」という。)により権限移譲に取り組んできた。

地方分権一括法の施行に伴い、住民に身近な市町村において地域課題の解決を完結して行えるよう、助役等で構成する「滋賀県・市町村権限委譲検討協議会」において「権限委譲実施計画」を策定し(平成12年9月)、平成13年度から計画的に市町村への権限移譲を進め、移譲対象15事務のうち14事務を移譲した。平成19年3月末までに移譲された事務は36事務となっている。

【内訳】

「権限移譲実施計画」以外による移譲事務数・・・・・・・・・・30事務(A)

「権限移譲実施計画」移譲事務数・・・・・・・・・・14事務(移譲対象15事務中)(B)

(A)と(B)の重複事務数・・・・・・・・・・8事務

合計

36事務

計画の概要は以下のとおりである。

#### (1)趣旨

地方分権一括法の施行に伴い、住民に身近な市町村において地域課題の解決を完結して行えるよう、今後の県から市町村への権限移譲のあり方を検討

#### (2)移譲対象事務 15事務

#### (3)権限移譲の進め方

- ・県と市町村の移譲の合意が整った事務権限について特例条例の改正に向け準備を進める
- ・個別の移譲項目に応じ、移譲対象市町村を「すべての市」や「人口10万人以上の市」等とするなど、市町村の実情に即して進める

#### (4)計画期間

平成13年度から平成16年度

#### (5)移譲事務の選定基準

住民の満足度や市町村の自主性、主体性を高める観点から次の基準により移譲する事務権限を選定

事務処理の迅速化等による住民サービスの向上につながる権限

市町の個性をいかした総合的なまちづくりの推進が可能となる権限

事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限

### 2. 「さらなる権限移譲基本計画」(平成18年2月策定)について

平成16年11月には、市町と県が助役等で構成する「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」を設置し、市町と県の役割分担について整理するとともに、同検討協議会に権限移譲検討部会を設置して、市町と県が双方向に検討・協議を行い、「さらなる権限移譲基本計画」を平成18年2月に策定した。平成24年4月時点で移譲対象74事務のうち68事務(法移譲19事務を含む)が移譲されている。計画の概要は以下のとおりである。

(1)趣旨

市町合併の進展等に伴い、新市町の行政区域や財政的・人的規模が拡大強化され、行政能力の一層の向上が期待されることなどから、権限移譲を進めるための基本的な考え方や実施方法を整理

(2)移譲対象事務 7分野 74 事務（内訳は次のとおり）

生活行政に関する分野(14 事務)、環境行政に関する分野(10 事務)、福祉行政に関する分野(16 事務)、保健・医療行政に関する分野（10 事務）、農林水産行政に関する分野（10 事務）、まちづくりに関する分野(10 事務)、その他の分野(3 事務) 個別法に基づく移譲(2 事務) のうち1 事務が重複

(以下、各分野については、順に「生活」、「環境」、「福祉」、「保健」、「農林」、「まちづくり」、「その他」、「個別法」とする。)

(3)基本的な進め方

- ・移譲対象市町の目安となる区分を人口規模等により整理
- ・市町と県の協議を経て、県において「滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下、「特例条例」という。）」の改正による移譲

(4)計画期間 平成 19 年 4 月～平成 22 年 4 月

(5)移譲方法

次の 3 つの移譲方式により実施

一律方式・・・市町の規模に応じて統一的に県全体に移譲を必要とする事務を一律に移譲

メニュー方式・・・市町が移譲希望の事務権限を選択

パッケージ方式・・・総合的、一体的な事務処理を行うことが可能となるよう特定分野に関連するものをひとまとめに整理した事務権限を選択

(6)移譲事務の選定基準

移譲が望ましい事務権限を次の 3 つの選定基準により選定

事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる権限

市町の個性をいかした地域づくりの推進が可能となる権限

事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる権限

3 . 全体の移譲の状況について

( 1 ) 移譲事務数

平成 24 年 4 月 1 日時点では、移譲事務数は 99 事務（特例条例によるもの 80 事務、法移譲によるもの 19 事務）となっている。

なお、法移譲による権限移譲とは、平成 21 年 4 月に大津市が中核市に移行したことに伴い、中核市事務として移譲されたもの、および第 2 次一括法の中で平成 24 年 4 月 1 日に施行され市町事務となったものをいう。

【内訳】

1 . 平成 19 年 4 月までの移譲事務数・・・・・・・・・・ 36 事務

2 . 「さらなる権限移譲基本計画」移譲事務数・・・・・・・・ 68 事務

うち法移譲による移譲事務数

（中核市事務 14 事務 第 2 次一括法による事務 5 事務）

3 . 「さらなる権限移譲基本計画」以外による移譲事務数・・・ 5 事務

4 . 1 と 2 の重複事務数・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 事務

合計 99 事務

## (2) 第2次一括法

平成22年6月に地方分権の推進を目指して閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、平成23年8月に公布された第2次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）等により、県から市町へ権限移譲が行われた。本県では、54事務が移譲対象となっている。

## 第2章 権限移譲の検証について

### 1. 検証の目的

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国に集中している権限や財源を地方へ移管し、自らの地域のことは自らの意思と責任で決定する地域主権型社会へと転換する動きが進みつつある。

こうした地域主権時代を拓くため、「近接・補完の原則」のもと、市町の役割が一層高まってきていることから、県は市町の自主性、主体性を尊重し、市町で担うことが困難な事務やより広域的で専門的な行政需要に対する事務を担い、住民に身近なサービスは市町が担うことを原則とし、それぞれの力が効率的に発揮される仕組みづくりを進める必要がある。

これまで市町に対し、特例条例により取り組まれてきた権限移譲について、現状を把握した上で、成果と課題を分析、評価し、今後の権限移譲の検討に資するものとする。

### 2. 検証の方法

#### (1) 検証の視点

事務処理の迅速な対応、住民の利便性の向上などの「住民サービス」、移譲先である市町における成果や課題などの「市町の評価」、権限移譲に伴う財源措置としての「コスト」の3点を主な視点とする。

#### (2) 検証の進め方

市町・県推進会議に権限移譲検証部会を設置し、この部会において、「さらなる権限移譲基本計画（以下、「移譲基本計画」という。）」に基づき市町へ権限を移譲した事務の現状を把握するための調査を実施することとした。その概要は以下のとおりである。

##### ア. 調査対象

移譲基本計画において移譲を実施した事務のうち、平成19年4月から平成23年4月までに移譲した事務・権限68事務のうち法移譲（平成23年4月時点での事務を基準とし、その時点で法移譲されていた中核市事務等）を除く7分野54事務

(内訳) 生活行政に関する分野(12事務)、環境行政に関する分野(5事務)、福祉行政に関する分野(8事務)、保健・医療行政に関する分野(9事務)、農林水産行政に関する分野(9事務)、まちづくりに関する分野(9事務)、その他の分野(2事務)

##### イ. 調査方法

次の3つの項目について、アンケート形式により、調査を実施した。

##### 窓口調査

各分野での実施件数が多い事務（育成医療に関する事務、未熟児訪問指導に関する事務、農地転用に関する事務、屋外広告物の許可等に関する事務）について、住民の意見を把握するため、市町の窓口に来られた住民を対象に実施

##### 総合調査

市町における成果や課題を総合的に把握するため、市町の権限移譲総括担当課を対象に実施

##### 個別調査

移譲した68事務のうち、法移譲を除く54事務について、成果や課題を事務ごとに把握するため、市町の各移譲事務担当課を対象に実施

ウ．回答状況

窓口調査 101人

( 育成医療に関する事務 14人 未熟児訪問指導に関する事務 11人

農地転用に関する事務 40人 屋外広告物の許可等に関する事務 36人)

総合調査 全19市町 回答

個別調査 移譲した68事務のうち、法移譲を除く54事務全ての移譲先市町数  
延べ615事務(別紙)



### 第3章 調査の結果

#### 1. 住民を対象とする調査（窓口調査）

4つの事務について窓口に来られた住民を対象にアンケート形式で調査を実施した。

回答が得られた101人のうち、「事務について、以前に県で処理を行っていたことを知っているかどうか」（表 ）については、「以前に県で処理を行っていたことを知っている」と回答した人が62人で全体の61.4%となっている。

この62人に対し、「手続きが県の窓口から市役所・町役場が変わって良くなったと思われる点」（図 ）について伺ったところ、「事務処理時間の対応が早くなった」と35人が回答し、次いで、「近くで申請などの手続きができるようになった」と34人が回答している。

一方、「手続きが県の窓口から市役所・町役場が変わって悪くなったと思われる点（複数回答）」（図 ）については、62人のうち11人が回答しており、「手続き場所が遠くなった」ことを3人があげている。

「手続きが市役所・町役場でできるようになったことについて総合的にどう思うか」（表 ）については、「市役所・町役場で出来る方がよい」と85人が回答しており、全体の84.2%となっている。

表 事務について、以前に県で処理を行っていたことを知っているかどうか

設問区分	育成医療	未熟児訪問	農地転用	屋外広告物	回答数	構成比
知っていた	8	0	30	24	62	61.4%
今回初めて知った	6	11	10	12	39	38.6%
合計	14	11	40	36	101	100.0%

図 手続きが市役所・町役場が変わって良くなった点（表 「知っていた」62人中複数回答）（延回答数 104人）

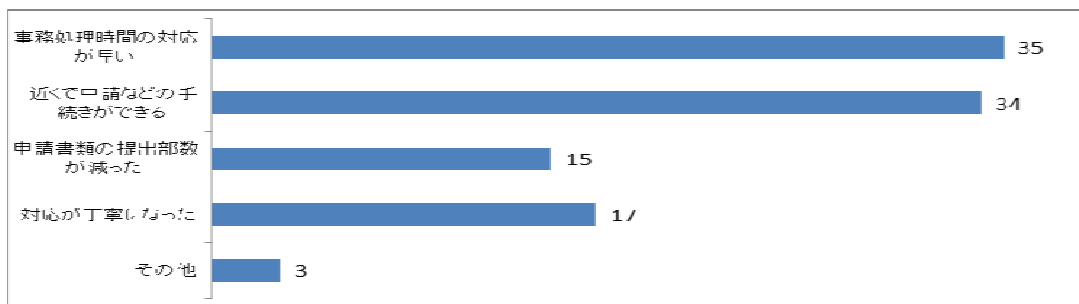


図 手続きが市役所・町役場が変わって悪くなった点（表 「知っていた」62人中複数回答）（延回答数 11人）

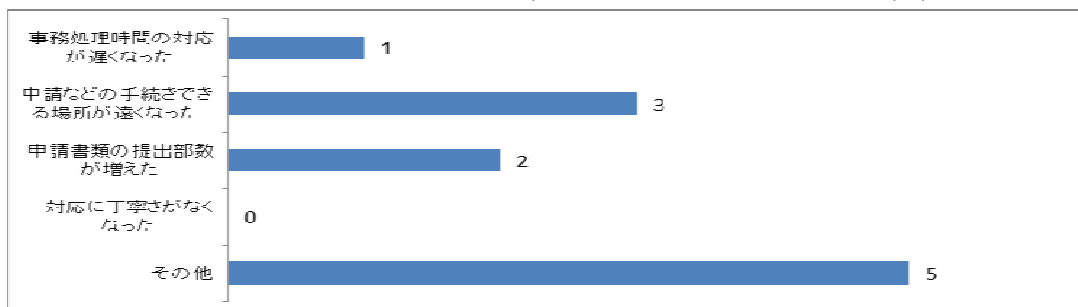
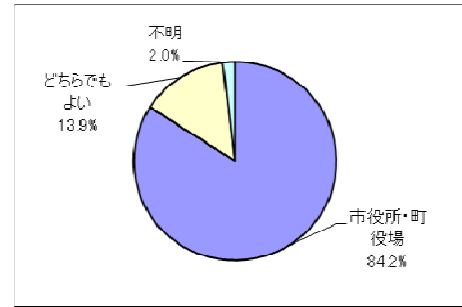


表 手続きが市役所・町役場でできるようになったことについて、総合的にどう思うか

設問区分	回答数	構成比
市役所・町役場でできる方が良い	85	84.2%
県の事務所でできる方が良い	0	0.0%
どちらでもよい	14	13.9%
不明	2	2.0%
合計	101	100.0%



## 2. 市町を対象とする調査(総合調査、個別調査)

### (1) 移譲の効果について

移譲基本計画における移譲事務の3つの選定基準である「住民サービスの向上」「市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等」「事務処理の効率化」それぞれの面から、良い効果および悪い影響について質問を行った。

#### ア. 住民サービスの向上(事務処理の的確かつ迅速な対応、住民の利便性の向上や負担の軽減など)

住民サービスの向上(表1)について、回答数が最も多かったのは「どちらとも言えない」で13市町(68.4%)、次点は「どちらかという良い効果があった」で5市町(26.3%)、「どちらかという悪い影響があった」が1市町(5.3%)であった。

さらに詳しく見ると、良い効果として、「市町で処理が完結することで、迅速な対応や身近なところでの事務処理、提出書類の簡素化等が図れる」などの意見があり、一方、悪い影響として「県・市町両方の窓口に行かなければならない事務がある」、「申請件数が過少な事務の処理が困難になっている」といった意見もあった。また、「どちらともいえない」について記述のあったものを分類すると、最も多かったのは「良い効果・悪い影響の両方の記述があるもの」、次に「該当事例がない」であった。

個別の調査を見てみると、処理時間が早くなった理由として、「県への提出書類がなくなり、直接許可等ができるようになった」、一方、遅くなった理由として、「事務量が増加している」「専門性が高い」「県に手続きが残っている」といった意見があった。

また、事務手続きが簡素化した理由として、「提出部数が減少した」「提出窓口が一本化した」、一方、複雑化した理由として、「事務処理が県と市の両方にまたがっている」といった意見があった。

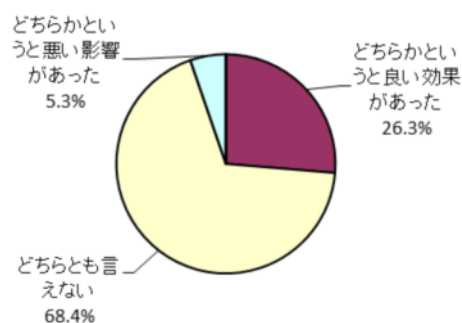
なお、「どちらともいえない」と回答している詳細な内容を見てみると、「以前より実施している、または手続きや処理時間等に変化がない」、「該当事例がない、発生がほとんどない」が多く、他に、「移譲前と比較ができない」、「直接住民に関わる事務でない」等の意見があった。

分野別で見ると、処理時間については、主に「まちづくり」分野、「保健」分野において「早い」と評価されている傾向が見られる。

なお、市部と町部では特に違いは見られなかった。

表1 住民サービスの向上

設問区分	回答数	構成比
良い効果があった	0	0.0%
どちらかというの良い効果があった	5	26.3%
どちらとも言えない	13	68.4%
どちらかというの悪い影響があった	1	5.3%
悪い影響があった	0	0.0%
合計	19	100.0%



## イ．市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等

市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等（表2）について、回答数が最も多かったのは「どちらとも言えない」で10市町(52.6%)、次点は「どちらかというの良い効果があった」で9市町(47.4%)であった。

さらに詳しく見ると、良い効果として、「独自の条例や基準の設置、関係課との連携を図るなど地域の実情に即した対応が可能となった」「定数の決定や窓口での判断が可能となった」という意見があり、一方、悪い影響については、「県への相談の依存傾向など運用面での課題がある」、「専門性を確保することが求められる」といった意見も寄せられている。また、「どちらともいえない」について記述のあったものを分類すると、最も多かったのは「良い効果・悪い影響の両方の記述があるもの」、次に「該当事例がない」であった。

個別の調査では、地域実情の反映が容易になった理由として、「実情の把握や指導が容易になった」「独自の条例や基準の設置ができる」という意見があり、一方、困難になったことについて、「専門性に対する余力がない」「県と市の両方に事務処理がまたがり、見解や処理の統一が困難」「経由事務のみで実情を反映しない」といった意見もあった。また、「どちらともいえない」と回答している詳細な内容を見てみると、「該当事例がない、発生がほとんどない」、「以前より実施している、または手続きや処理時間等に変化がない」、「地域実情を反映する要素がない」が多く、他に「移譲前と比較ができない」等の意見があった。

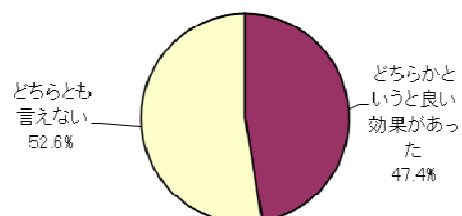
また、独自の取組については、「市独自の基準に関する条例等の設置による技術基準の強化を図った」「地域の実情等を踏まえた区域や定数の見直しを行った」といった意見があった。

なお、分野別で見ると、地域実情の反映については、主に「環境」、「保健」、「まちづくり」分野において「反映している」と評価されている傾向が見られ、独自の取組については、主に「まちづくり」分野で多い傾向が見られた。

なお、市部と町部では特に違いは見られなかった。

表2 市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等

設問区分	回答数	構成比
良い効果があった	0	0.0%
どちらかというの良い効果があった	9	47.4%
どちらとも言えない	10	52.6%
どちらかというの悪い影響があった	0	0.0%
悪い影響があった	0	0.0%
合計	19	100.0%



## ウ．事務処理の効率化

事務処理の効率化（表3）について、回答数が最も多かったのは「どちらともいえない」で10市町(52.6%)、次に、「どちらかというの良い効果があった」で9市町(47.4%)であった。

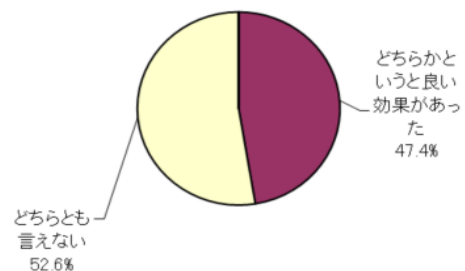
さらに詳しく見ると、良い効果として、「窓口が一元化し、処理が完結している」「関係課や他機関との連携した処理が可能となった」「よりきめ細かなサービス提供が可能となった」などの意見があり、一方、悪い影響として、「申請件数が過少、または発生がない事務は効果が発現していない」「専門性が高く習得に時間を要する」「通知のみの事務である」「県に手続きが残っており非効率である」といった意見が寄せられている。また、「どちらともいえない」について記述のあったものを分類すると、最も多かったのは「良い効果・悪い影響の両方の記述があるもの」であった。

個別の調査では、住民が出向く窓口数について、残っている手続きの主な内容として、「関係法令や面積要件等により県での手続きが必要」「県庁や出先機関での協議が必要」といった意見があった。

なお、分野別および市部と町部では特に違いは見られなかった。

表3 事務処理の効率化

設問区分	回答数	構成比
良い効果があった	0	0.0%
どちらかというの良い効果があった	9	47.4%
どちらとも言えない	10	52.6%
どちらかというの悪い影響があった	0	0.0%
悪い影響があった	0	0.0%
合計	19	100.0%



なお、「移譲の効果」について事務毎に見た場合、次のような特徴が見られた。

相対的に評価が高い事務は、まちづくり分野、福祉分野に多く、相対的に評価が低い事務は分野にばらつきがあった。

比較的評価されていた主な事務は、「開発行為の許可等に関する事務」および「都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務」などがあげられる。特に、「開発行為の許可等に関する事務」については、処理の迅速化や地域実情の反映、「都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務」については、処理の迅速化や手続きの完結性について、それぞれ評価されている傾向が見られる。

一方、「保安林の択伐等に関する事務」は、地域実情の反映については評価がされているが、手続きが県に残っていると回答も多く見られた。

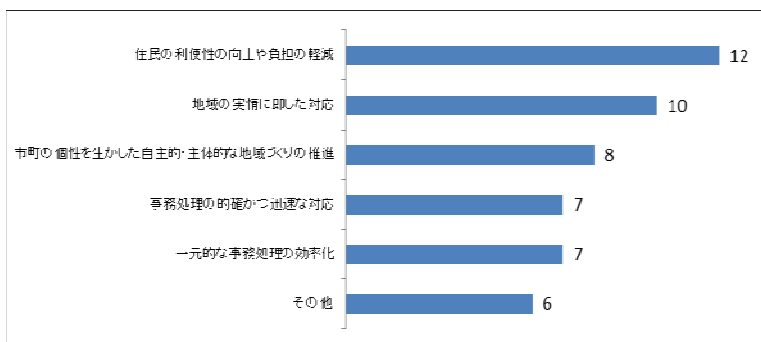
### (2) 移譲の視点について(今後権限移譲を進めるにあたり、どのような視点が必要か)

移譲の視点（表4（複数回答））について、回答数が最も多かったのは、「住民の利便性の向上や負担の軽減」で12市町、次には「地域の実情に即した対応」が10市町、「市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進」が8市町、「事務処理の的確かつ迅速な対応」「一元的な事務処理の効率化」がそれぞれ7市町、「その他」が6市町であった。

「その他」として、「移譲事務についてボトムアップで調整し、視点の効果、運用について明確にすべき」などの意見があった。

表4 移譲の視点

設問区分	回答数
住民の利便性の向上や負担の軽減	12
地域の実情に即した対応	10
市町の個性を生かした自主的・主体的な地域づくりの推進	8
事務処理の的確かつ迅速な対応	7
一元的な事務処理の効率化	7
その他	6
合計	50



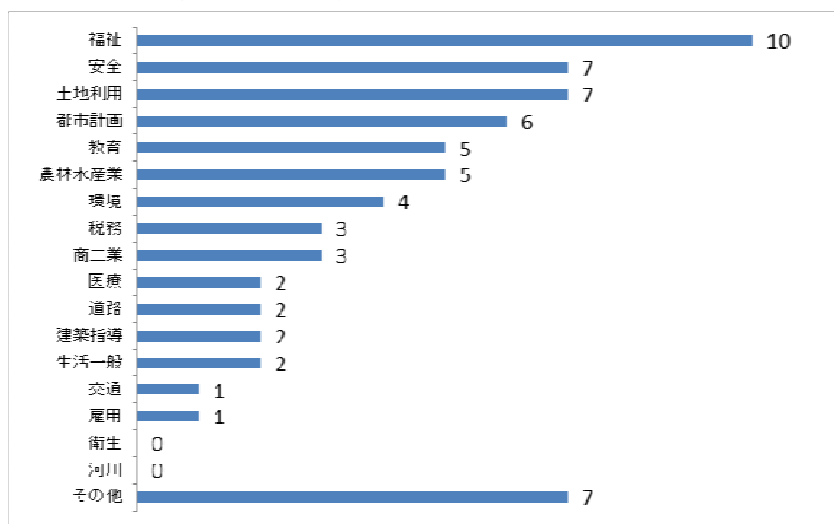
### (3) 強化すべき機能・役割について(基礎自治体として今後市町が強化すべき分野)

強化すべき機能・役割(表5(複数回答))について、回答数が最も多かったのは、「福祉」が10市町、次に「安全」「土地利用」がそれぞれ7市町、「都市計画」が6市町、「教育」「農林水産業」が5市町、「環境」が4市町、「税務」「商工業」が3市町、「医療」「道路」「建築指導」「生活一般」が2市町、「交通」「雇用」が1市町、「衛生」「河川」は0、「その他」は7市町であった。

「その他」として、「実情に合わせてバランス良く機能強化すべき、いずれの分野も重要であり特定できない」などの意見があった。

表5 強化すべき機能・役割

設問区分	回答数
福祉	10
安全	7
土地利用	7
都市計画	6
教育	5
農林水産業	5
環境	4
税務	3
商工業	3
医療	2
道路	2
建築指導	2
生活一般	2
交通	1
雇用	1
衛生	0
河川	0
その他	7
合計	67



### (4) 移譲を進める分野などについて

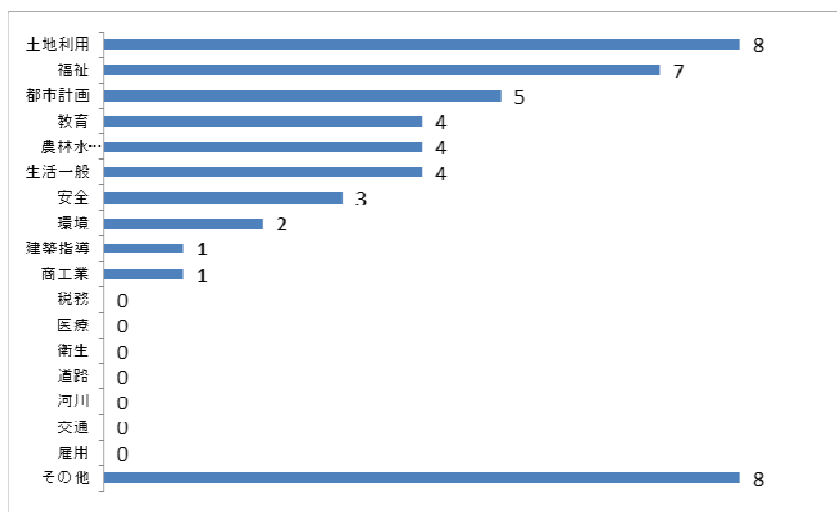
#### ア. 移譲を進める分野

移譲を進める分野(表6(複数回答))について、回答数が最も多かったのは、「土地利用」が8市町、次に「福祉」が7市町、「都市計画」が5市町、「教育」「農林水産業」「生活一般」が4市町、「安全」が3市町、「環境」が2市町、「建築指導」「商工業」が1市町、「税務」「医療」「衛生」「道路」「河川」「交通」「雇用」は0、「その他」は8市町であった。

「その他」として、「市民生活に密着したもの」「地域性が反映できるもの」などの意見があった。

表6 移譲を進める分野

設問区分	回答数
土地利用	8
福祉	7
都市計画	5
教育	4
農林水産業	4
生活一般	4
安全	3
環境	2
建築指導	1
商工業	1
税務	0
医療	0
衛生	0
道路	0
河川	0
交通	0
雇用	0
その他	8
合計	47



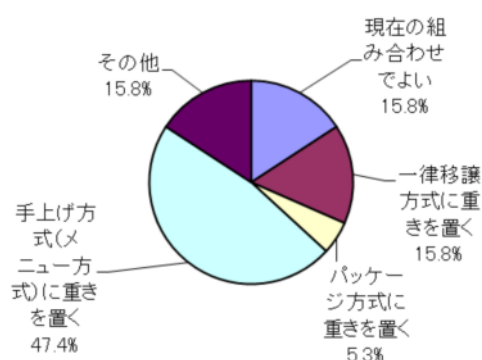
イ．移譲方法（権限移譲基本計画では、一律方式とパッケージ方式、メニュー方式を組み合わせているが、この方式についての意見）

移譲方法（表7）について、回答数が最も多かったのは「手上げ方式（メニュー方式）に重きを置く」で9市町(47.4%)、次には「現在の組み合わせでよい」「一律移譲方式に重きを置く」が3市町(15.8%)、「パッケージ方式に重きを置く」が1市町(5.3%)であった。

「その他」として、「希望する市町が希望する権限を移譲すべき」などの意見があった。

表7 移譲方法

設問区分	回答数	構成比
現在の組み合わせでよい	3	15.8%
一律移譲方式に重きを置く	3	15.8%
パッケージ方式に重きを置く	1	5.3%
手上げ方式(メニュー方式)に重きを置く	9	47.4%
その他	3	15.8%
合計	19	100.0%



ウ．移譲が望ましい事務・権限

移譲が望ましい事務・権限については、7市町から回答があり、「森林づくりの普及啓発、里山保全、森林づくり団体の活動支援等の事務」「農地転用許認可権限の緩和や地区計画の策定、都市計画区域の見直しなど、まちづくりを進める上での土地利用や市町のランドデザインに関する許認可権限等の事務」「市民に直結したサービス」などの意見が

あった。また、「事例が過少な事務は県実施についても検討すべき」との意見も寄せられている。

## エ．裁量権の拡大

裁量権の拡大については、4市町から回答があり、「農用地利用計画の変更に関する県知事同意の廃止」「市町で一元的に事務が完結できる単位で移譲を進めることが効果的」などの意見があった。

個別の調査を見てみると、裁量権を拡大すべきものとして、「開発行為の許可等に関する事務について、県が関与する許可基準や開発審査会」「農地転用に関する事務や農地等の賃貸借に関する事務について、地域の実情に応じた転用や許可」「鳥獣の捕獲の許可等に関する事務について、檻の許可期間等」といった意見があった。

## (5) 県の支援について(事務の引継ぎのため実施した研修や事務支援に対する改善の有無)

県の支援(表8)について、「改善すべき点があり」は13市町(68.4%)、「なし」は6市町(31.6%)であった。

さらに詳しく見ると、改善すべき具体的な内容として、「引継ぎが不十分で解りにくい、サポートがない」「専門的な知識や発生数が過少な事務および法改正等への継続したフォロー」「事務毎の課題改善への支援」などの意見があり、また、「許可済案件の現状把握や課題事項の整理引継ぎなどに対する統一的な手順を定めてはどうか」といった意見が寄せられている。

個別の調査を見てみると、事務遂行が困難になっている理由については、人員が不足していることについて、「事務量が増加している」「専門知識を必要とする人材の育成ができていない」「職員数が少なく、一人の職員が複数の事務処理を担当」といった意見があった。

必要な知識・技術の習得を維持することが困難となっていることについては、「専門的知識を有する職員が不在であり、対応に苦慮、習得や事務処理に時間を要する」「人事異動による引継ぎが困難」「対象となる事業数が少なく、知識の維持が困難」などがあげられていた。

また、「その他」においては、「引き継いだ台帳や移譲前の事務処理が不備」「実績がないため想定ができない」といった意見があった。

分野別に見てみると、事務の引継ぎについては、主に「生活」、「環境」、「農林」に関する分野において引継ぎについて「わかりにくかった」と評価されている傾向が見られる。

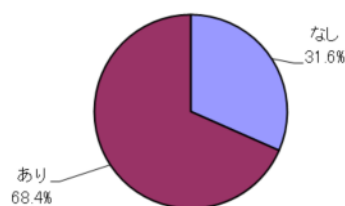
事務の運用については、主に「生活」、「農林」、「その他」に関する分野において「事務がまだ発生していない」状況が多い傾向となっている。

移行後の支援については、主に「農林」分野において、「移行後の支援がある」と評価されている傾向が見られた。

事務遂行については、主に「環境」分野において、「困難になっている」と評価されている傾向が見られた。また、困難になっている理由として主に「生活」分野では「人員の不足」、主に「環境」分野では「必要な知識・技術の習得の維持が困難になっている」が他の分野よりも高い割合となっている傾向が見られた。

表8 県の支援(事務の引継ぎのため実施した研修や事務支援に対する改善の有無)

設問区分	回答数	構成比
なし	6	31.6%
あり	13	68.4%
合計	19	100.0%



なお、県の支援について、市と町を比較したところ、特徴的な結果が示された。

移譲後の支援(図9-1)については、「ある」が市は55.2%、町は83.8%となっており、また「ない」は市が35.5%、町が0%であり、町において移譲後の支援が「ある」と評価されている傾向が見られる。

事務遂行(図9-2)については、「困難になっている」が市は24.5%、町は61.5%となっており、「困難になっていない」が市は65.3%、町は0%であり、町において事務処理が困難になっている傾向が見られる。

また、事務遂行が困難になっている理由(図9-3)については、「人員不足」が市は39.1%、町は54.0%、「必要な知識・技能の習得を維持することが困難である」が市は45.3%、町は40.0%であり、町において人員の不足が遂行困難の主な理由となっていることが伺える。

図9-1 移譲後の支援

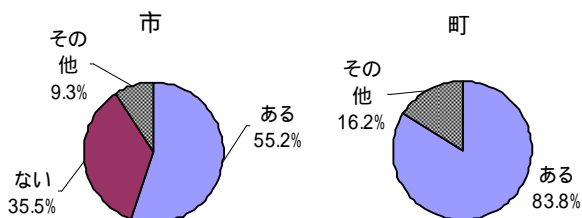


図9-2 事務遂行

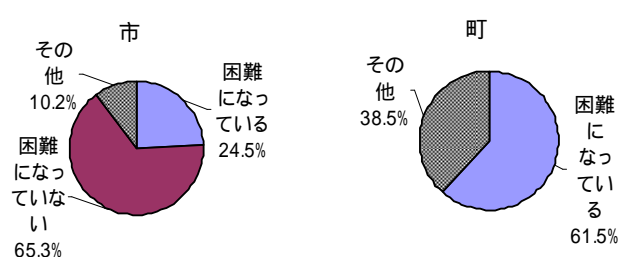
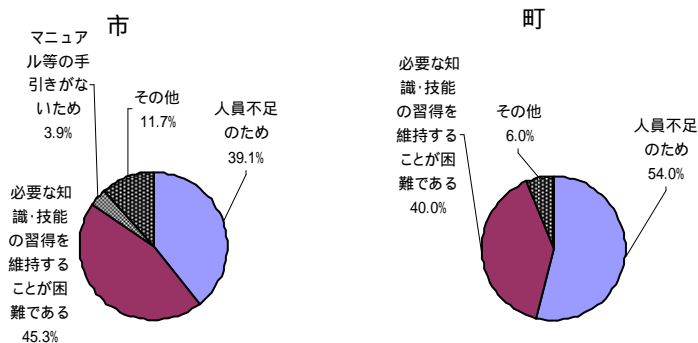


図9-3 移譲が困難になっている理由





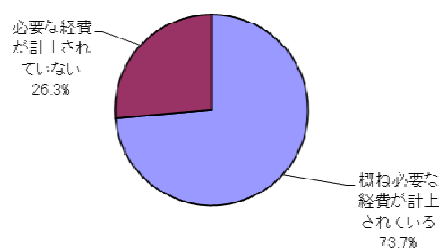
## (6) 財源措置について(権限移譲事務交付金について)

財源措置(表10)について、回答数が最も多かったのは、「概ね必要な経費が計上されている」で14市町(73.7%)、「必要な経費が計上されていない」で5市町(26.3%)であった。

さらに詳しく見ると、「必要な経費が計上されていない」理由として、「1件あたりの処理時間が少ない(16事務)」、「計上されていない経費がある(5事務)」、「処理件数が実績と異なる(4事務)」といった意見があった。また、「県の積算根拠が複雑で検証が難しい、業務の発生していない(少ない)事務について適正な検証が困難」などの意見も寄せられている。

表10 財源措置(権限移譲事務交付金)

設問区分	回答数	構成比
概ね必要な経費が計上されている	14	73.7%
必要な経費が計上されていない	5	26.3%
合計	19	100.0%



## (7) その他の意見について

その他の意見として13市町から次のとおり意見があった。

財源と人員の確保、移譲前の事務の整理および知見の移転等に配慮した円滑な移譲により効果を十分に発揮できるようにすることが必要である。

各市町にとって本当に必要な事務のみの移譲を受ける(「手上げ方式」)ことが原則になると考える。

発生が過少なもの等、県でとりまとめる方が適切だと思われる事務・権限(市から県への移譲)も検討願いたい。

サービス低下につながっている事務については、担当部署での検証と見直しが必要である。

市町は人員等に余力がないのが実情であり、事務のスリム化なしに新たに権限移譲を受けるのは難しく、広域的、専門的な事務について県の積極的な関与を得なければ新たな権限移譲は進まない。

県も移譲後時間が経てば、技術的な指導ができなくなると危惧している。

## 第4章 まとめ

今回の調査の結果を踏まえ、権限移譲の成果と課題について下記のとおり整理を行った。

### 1. 移譲の成果

(1)市町を対象とする調査結果について、移譲事務の選定基準の各側面から見ると、良い効果として次のような回答があったことから、権限移譲の具体的な成果として一定の評価がされている。

- ・「住民サービス」の面では事務の完結処理などにより、迅速化、簡素化、近接化が図れた。
- ・「市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等」の面では独自の条例や基準の設置、関係課との連携が図れた。
- ・「事務処理の効率化」の面では窓口の一元化、事務の完結処理が図れた。

(2)市町の窓口に来られた住民から得られた意向からは、身近な市町において事務が処理されることについて概ね肯定的に受け止められていることが伺える。

### 2. 移譲の課題

(1)「移譲の効果」については、「移譲の効果を感じにくい」、「地域の独自性が発揮困難」、「事務処理が非効率になっている」といった趣旨の回答も多く見られたが、これらの理由は「事務の発生がない、あるいはほとんどない」、「手続きや処理時間等に変化がない」、「県に手続きが残っている」などが主なものと考えられる。

事務毎に見ると、相対的に評価が高い事務は、まちづくり分野、福祉分野に多く、相対的に評価が低い事務は分野にばらつきがあった。

(2)「移譲の視点」については、「地域の実情に即した対応」を選択した回答が多かったこと、また、移譲の方法について「手上げ方式（メニュー方式）に重きを置く」回答が多かったことから、市町の主体的な選択による移譲が望まれていることが伺える。なお、移譲の効果や公平な行政サービスの提供の観点についても留意が必要との意見もあった。

(3)「強化すべき機能・役割」および「移譲を進める分野」については「福祉」「土地利用」等の回答が多かったこと、「移譲が望ましい事務・権限」については、「森林」「まちづくり」等についての事務があげられていたことから、権限移譲の事務の選定にあたっては、こうした回答内容も参考となるものと思われる。

(4)「県の支援」については、約3分の2が「改善すべき点がある」と回答している。改善すべき具体的な内容としては、引継ぎが不十分で解りにくい、サポートがないことがあげられており、事務引継ぎ等における支援内容が必ずしも市町にとって満足のいくものとなっていないことが伺える。

また、事務遂行が困難になっている理由として、人員不足や必要な知識・技能の習得を維持することへの懸念を訴える声も多い。

市町別に見ると、町において、事務の遂行が困難になっているとの回答割合が市より高く、原因が人員不足にあるとする回答割合も高くなっており、こうした傾向は留意されるべきと思われる。

一方、県も移譲後、時間が経てば技術的な指導が出来なくなる懸念もある。引継方法の見直しを行うだけでなく、人的体制やノウハウ確保といった市町の抜本的な体制整備に寄与するような検討も求められる。

(5) 財源措置としての移譲事務交付金について、その算定基礎となる処理時間、経費の内容等についての意見があり精査する必要があると考えられる。

(総括)

- ・移譲の成果として「住民サービス」「市町の個性をいかした自主的・主体的な地域づくりの推進等」「事務処理の効率化」に照らして一定の評価がある一方、発生がほとんど無い事務や、県に手続きが残っている事務などに対して、「移譲の効果を感じにくい」との回答が多かったことから、こうした課題を踏まえ、住民がより効果を感じられるような移譲が求められる。
- ・また、「県の支援」については、事務引継ぎ等における支援内容が必ずしも市町にとって満足のいくものとなっておらず、人員不足や必要な知識・技能の習得を維持することへの懸念も示されており、人員や財源においてきめ細かな対応が求められる。

## おわりに

今回の検証を通じ、良かったか、悪かったかどちらとも言えないとの考えが市町から示されているが、特に、「該当事例がない」「移譲後に市町のみで完結しない」「地域の独自性が発揮できていない」といった状況が示されている。今後こうした状況にどのように対応するのか、さらに議論、検討が求められる。

ひとつの方向性として、住民サービスの提供や、まちづくりの展開において、地域の独自性を発揮しやすいよう、まとまりのある単位での権限を、財源、人材と一体的に移譲することや、併せて、基礎自治体としての規模や地域の実情に応じて権限移譲を進めることも有効ではないかと考えられる。

また、移譲後の市町における円滑な事務遂行の観点から、移譲前における人事交流も含め、より幅広く柔軟な県の支援が考えられる。

現在、市町村合併や地域主権改革の進展、少子高齢化社会、税収減など地方自治体を取り巻く状況は大きく変化してきている中、基礎自治体の役割は一層高まってきている。

こうした環境変化に対応し、市町と県がそれぞれ住民ニーズに対応し、効果的・効率的な行財政運営を行っていくためには、市町と県それぞれの担うべき役割について十分に議論していくことが求められている。

## 【個別調査 回答状況】

分野	番号		大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市	日野町	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	合計	
生活	1	家庭用品品質表示に関する事務																					19
生活	2	電気用品販売業に関する事務																					19
生活	3	ガス用品販売業に関する事務																					19
生活	4	専用水道に関する事務																					17
生活	5	簡易専用水道に関する事務																					18
生活	7	動物の飼養に伴う周辺の生活環境の保全に関する事務																					19
生活	9	製菓衛生師免許に関する事務																					1
生活	10	クリーニング業に関する事務																					1
生活	11	建築物の衛生的環境の確保に関する事務																					1
生活	12	温泉に関する事務																					1
生活	13	動物取扱業に関する事務																					1
生活	14	動物の飼養に関する事務																					1
環境	16	公害防止に関する事務																					1
環境	18	騒音規制に関する事務																					18
環境	19	振動規制に関する事務																					18
環境	20	悪臭防止に関する事務																					18
環境	22	鳥獣の捕獲の許可等に関する事務																					19
福祉	24	生活保護指定医療機関に関する事務																					12
福祉	25	生活保護指定介護機関に関する事務																					12
福祉	27	民生委員児童委員に関する事務																					18
福祉	28	無認可児童福祉施設に関する事務																					4
福祉	34	育成医療に関する事務																					18
福祉	35	養育医療に関する事務																					18
福祉	36	原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務																					1
福祉	37	精神保健及び精神障害者福祉に関する事務(手帳交付要件の非該当の認定通知書の交付)																					19
保健	38	未熟児訪問指導に関する事務																					18
保健	39	母体保護法の施行に関する事務																					1
保健	40	死体解剖保存法の施行に関する事務																					1
保健	41	薬局の開設の許可等に関する事務																					1
保健	42	医療機器販売業に関する事務																					1
保健	43	麻薬および向精神薬取締に関する事務																					1
保健	44	毒物および劇物取締に関する事務																					1
保健	45	医師・薬剤師等に関する事務																					1
保健	46	栄養士・調理師に関する事務																					1
農林	47	農地転用に関する事務																					18
農林	48	農地等の権利移動に関する事務																					19
農林	49	農地等の賃貸借に関する事務																					19
農林	50	農用地区域内における開発に関する事務																					19
農林	51	土地改良事業に関する事務																					19
農林	52	入会林野等に関する事務																					19
農林	53	森林法の施行に関する事務																					19
農林	54	保安林の択伐等に関する事務																					19
農林	55	生産森林組合に関する事務																					19
まち	56	都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務																					12
まち	57	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関する事務																					4
まち	58	土地区画整理事業(5ha未満)に関する事務																					12
まち	59	開発行為の許可等に関する事務																					12
まち	60	宅地造成等規制に関する事務																					2
まち	61	租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務																					13
まち	62	屋外広告物の許可等に関する事務																					16
まち	63	違反屋外広告物の除却等に関する事務																					16
まち	64	風致地区内における建築等の規制に関する事務																					10
その他	65	区域内の町または字の区域に関する事務																					19
その他	66	砂利採取計画に関する事務																					10
		合計 54 事務	34	36	37	35	36	32	35	34	35	35	35	36	33	26	28	27	26	27	28	615	

## 地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、自らのことは自らの意思と責任で決定する地域主権型社会へと転換する動きが進む中、本県においてもこれらの動きを積極的に捉え、住民の視点で推進するため、「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は前条の目的を達成するため市町と県が連携し、地域の自主性および自立性を高める改革に関する事項について、対等な立場で緊密に協議や情報交換を行う。

### (組織)

第3条 推進会議は次の各号に掲げる者で第4条に掲げる事項に応じ構成する。

- (1) 市町の担当部長(部長が置かれていない団体にあつては担当課長。)
- (2) 滋賀県総合政策部長、総合政策部管理監(広域連携・地域主権担当)、総務部長、総務部管理監(経営企画・協働推進担当)

### (会議)

第4条 推進会議においては、次の事項について協議・意見交換を行う。

- (1) 「地域主権戦略大綱」(平成22年閣議決定)に掲げる項目
- (2) 県と市町の施策・事業のあり方の見直し
- (3) その他「地域の自主性および自立性を高める改革」に関する項目

### (進行役)

第5条 推進会議の進行役は、第4条に掲げるテーマ毎に、構成員の互選によって決める。

### (関係職員等の出席)

第6条 推進会議に関係職員その他必要な者の出席を求めることができる。

### (部会)

第7条 第4条に掲げる事項について、必要があると認められるときは、推進会議に検討部会を置くことができる。

### (事務局)

第8条 推進会議の事務局は、滋賀県総合政策部企画調整課および総務部経営企画・協働推進室に置く。

### 付則

この要綱は、平成24年5月7日から施行する。

地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議  
 「県と市町の施策・事業のあり方の見直し」 構成員名簿(平成24年度)

大津市	政策調整部 部長
彦根市	企画振興部 部長
	総務部 部長
長浜市	総務部 部長
近江八幡市	総合政策部 部長
	総務部 部長
草津市	総合政策部 部長
守山市	総務部 部長
栗東市	政策推進部 部長
甲賀市	総務部 部長
野洲市	政策調整部 部長
湖南市	政策調整部 部長
高島市	政策部 部長
東近江市	企画部 部長
米原市	政策監
日野町	企画振興課 課長
竜王町	総務政策主監
愛荘町	総務課 課長
豊郷町	総務企画課 課長
甲良町	企画監理課 課長
多賀町	企画課 課長
滋賀県	総務部長
滋賀県	総務部管理監(経営企画・協働推進担当)

滋賀県市長会事務局
滋賀県町村会事務局

「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」平成 24 年度  
権限移譲の検証に関する検討の状況

平成 23 年

5 月 18 日

- 第 2 回地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議  
(以下、「市町・県推進会議」という。)
- ・「県と市町の施策・事業のあり方についての見直し」について意見交換
  - ・「事務の共同化」および「二重行政の解消」を検討すべき施策・事業について調査実施決定
  - ・「権限移譲」および「関与のあり方についての見直し」は国の動向を踏まえる必要があるとして平成 24 年度に検討

平成 24 年

5 月 7 日

- 第 10 回市町・県推進会議
- ・権限移譲の目的・進め方について意見交換

5 月 21 日

- 検証作業部会(第 1 回)
- ・検証内容(調査方法、調査項目)の検討、作業の分担等について検討

6 月

- 権限移譲に関する調査(権限移譲の検証)(平成 24 年 5 月 31 日付 滋経協第 52 号「権限移譲に関する調査(権限移譲の検証)について」)

7 月 25 日

- 検証作業部会(第 2 回)
- ・調査結果の概要および検証報告書骨子たたき台について検討

7 月 30 日

- 第 11 回市町・県推進会議
- ・調査結果の概要および検証報告書骨子たたき台について意見交換・意見照会

9 月

- 検証報告書素案について意見照会

10 月 3 日

- 第 12 回市町・県推進会議
- ・検証報告書案について意見交換